

聖ヶ丘教育福祉専門学校

実地視察機関の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

機関名	聖ヶ丘教育福祉専門学校		設置者名	学校法人 聖ヶ丘学園			
学科等の名称等		認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成27年度)			
学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数
					実数	個別	
第一部 幼稚園教員・ 保育士養成科	80人	幼二種免	昭和26年度	95人	95人	95人	37人
第二部 幼稚園教員・ 保育士養成科	80人	幼二種免	昭和26年度	59人	59人	59人	19人
入学定員合計	160人		合計	154人	154人	154人	56人
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成28年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。						

指定教員養成機関に対する講評

実地視察日：平成28年10月27日（木）

実地視察機関：聖ヶ丘教育福祉専門学校

実地視察委員：太田光洋委員，遠藤貴広委員，高橋純委員

【全般的事項】

- 教員養成に関する教育課程及び教員組織等については，おおむね問題なく実施されている。
- ただし一部の教育課程について，「2.」で指摘するように，教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等の観点から是正すべき点が確認されたため，その点については，速やかに是正すること。
- 教員配置及び科目の在り方等について，指導大学である横浜国立大学の指導の下，教員養成の水準の維持・向上に努めること。

【個別事項】

1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 教員養成に対する理念・構想を示しているが，それを具現化するための教職課程に対する全学的な組織，教育課程及び教員組織を一層充実させるように努めていただきたい。具体的には，教職に関する全学組織で定められた教育課程の編成方針の下，その内容の点検・検討ができるような体制・仕組みの構築が必要であるため，現在の教務部会及び教育課程編成委員会の体制強化を図っていただきたい。

2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目），履修方法及びシラバスの状況

- 指定教員養成機関における教育課程は，教員免許状という資格を授与するための教育課程であり，その内容については，法令等の規定に基づき一定水準の水準が求められるものである。指導大学の適切な助言・指導の下，教育職員免許法施行規則に定める「含めることが必要な事項」を含んでいるか，また，科目の趣旨に即した授業内容となっているかどうかを点検し，授業内容を全面的に再度検討・改善いただきたい。なお，シラバスに全校共通の記載内容及び記載方針を定め，法令に定める「含めることが必要な事項」が取り扱われているかどうかをシラバスから確認できるようにするとともに，生徒に授業科目の履修を通じて修得可能な知識・技能を明確に示すこと。
- 「教育課程の意義及び編成の方法」「保育内容の指導法」に関する科目については幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領を参考書又はテキストとして含め，科目の趣旨に沿った内容を行っていることがシラバスの授業計画から明確に確認できるように是正すること。
- 教職に関心のある生徒が早い段階から教職の魅力や教員としての適性等を把握する観点から，「教職に関する科目」中の「教職の意義等に関する科目」の配当年次に

ついて検討いただきたい。

- 「教職実践演習」について、生徒の質の保証の観点から、将来教員となるに当たって、不足していると思われる知識や技能を補うような授業内容となるよう再考すること。また、教職実践演習は「学びの軌跡の集大成」として教職課程の最後に位置付けられる科目であるため、教育実習等と同時期に実施するのではなく、教職実践演習以外の教職課程全てを学修した後に履修するよう、履修時期を再考すること。
- 指定教員養成機関においては、授業科目の開設に当たって、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目の履修のみならず、幅広く深い教養を生徒に身に付けさせるよう適切に配慮することとされている。本校においては、授業科目「倫理学」「教育学」が一般教養科目として必修と位置付けており、また、教育課程外において現職の幼稚園教員を招いて特別講義を実施するなど、組織的な取組が確認された。今後も、一層、本校の特徴を生かした教育課程の充実に努めていただきたい。

3. 教育実習の取組状況

- 教育実習は、教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、遠隔地の幼稚園や生徒の母園における実習ではなく、可能な限り本校が所在する近隣の幼稚園において実習先を確保することが望ましい。このため、今後は実習先の選定を生徒任せにするのではなく、地元教育委員会や幼稚園との連携を進め、近隣の幼稚園において実習先を配当するよう努めること。なお、やむを得ず遠隔地の幼稚園や生徒の母園における実習を行う場合においても、実習先の幼稚園と連携し、本校が教育実習に関わる体制を構築するとともに、生徒への適切な指導、公正な評価が行われるよう努めていただきたい。

4. 生徒への教職指導の取組状況及び体制

- 学級担任、副担任及びゼミ担任の相互の連携体制を構築した上で、個別指導を行うなど、専門学校の特徴を生かしたきめ細やかな指導が行われていることが確認された。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

- 早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、生徒が教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後、生徒が教育実習以外にも幼稚園や小学校現場等での体験機会を得ることができるよう、地元教育委員会・学校等との連携・協働に努めていただきたい。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- 幼稚園教諭養成にかかる施設・設備（特に音楽関連設備）や、体育関連施設・設

備について整備・充実している状況が確認された。

- 教職関連図書・雑誌については、おおむね整備されていることが確認されたが、幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領が配架されていないので、教職を志す生徒が教育に関する最新の情報を入手することができるよう、引き続き図書環境の充実に努めていただきたい。

7. 指導大学（横浜国立大学）の指導状況

- 教員養成機関制度は、当該教員の養成課程を置く大学による指導と承認の下に運営されることが前提であることから、今後は、教職課程、教員組織、施設・設備等の在り方も含め、指導大学である横浜国立大学との連携を強化して運営すること。

8. その他特記事項

- 教職課程担当教員について、担当科目に関わる活字業績が全体的に不足している状況が見受けられたため、ファカルティ・ディベロップメントを通じた授業内容の省察・改善や校内研修、関係学会や研究紀要^{さん}への論文投稿などにより、担当科目において含めることが必要な事項に関わる研鑽を積むように、指導大学である横浜国立大学とも連携しながら、組織的に取り組むこと。